

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針

(小田原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月改定
小田原市教育委員会

目次

I	改定の経緯	1
II	指針の性格	2
III	小田原市の教職員の働き方改革の目標	2
IV	各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組	3
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	3
	(2) 個別業務の役割分担及び適正化について	5
	(3) 勤務時間について	5
	(4) 教職員の意識改革について	6
	(5) 学校を支える人員体制について	6
	(6) 定数改善について	6
	(7) 労働安全衛生管理について	6
	(8) その他（施設・環境等）について	7
V	関連する取組、今後の実施状況の把握について	7
VI	働き方改革加速化宣言	8



I 改定の経緯

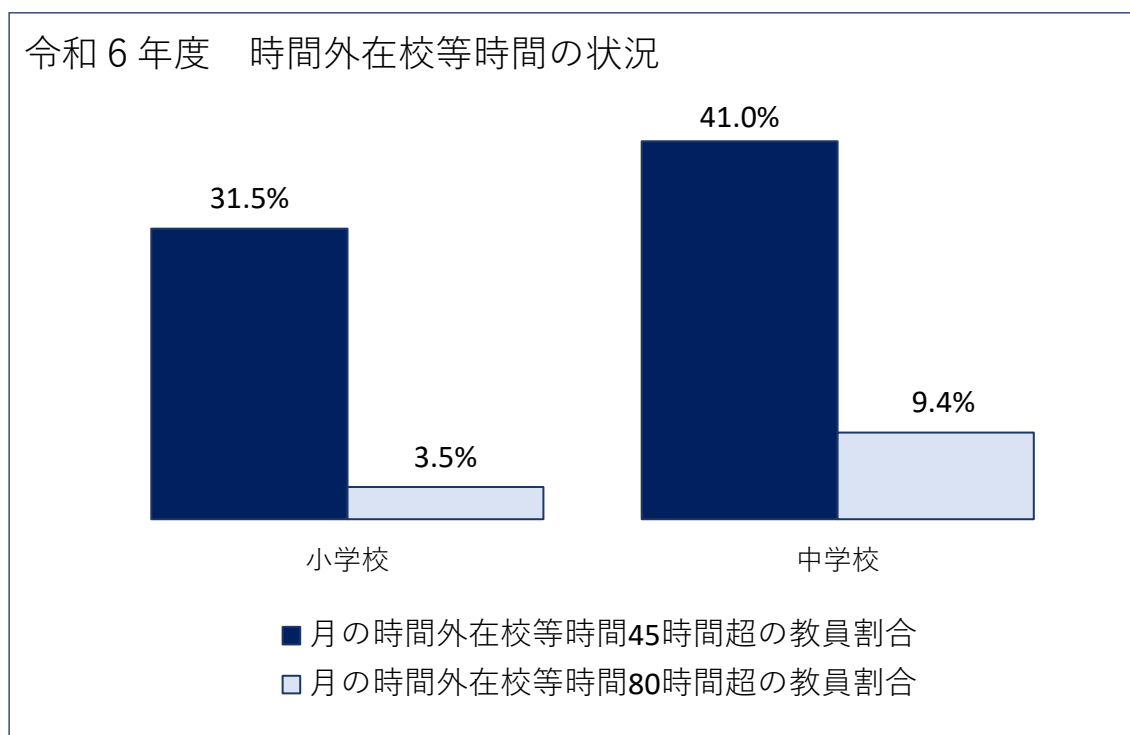
小田原市教育委員会は、令和2年に、「持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

その中で、

- ①時間外勤務の上限の設定（月 45 時間 年 360 時間上限）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定
（年次休暇 15 日以上 閉庁日 年 5 日）
- ③「小田原市立中学校に係る部活動の方針」の遵守
（部活動休養日を週あたり 2 日以上等）

の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月 45 時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。



また、令和7年3月には県の働き方改革に関する指針が改定され、併せて、「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」が出されました。そこで、小田原市教育委員会と県教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」を改定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

Ⅱ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 小田原市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、令和12年までの概ね5年とします。ただし、目標は令和11年までに達成することを目指します。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。
- 本指針を、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」とし、計画に位置付けた取組を着実に実施していきます。

Ⅲ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

IV 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

○登下校時の見守りについては、教員以外の人材等の活用も検討します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

○放課後から夜間等における校外の見回り及び児童生徒が補導された時の対応について、学校による対応は原則行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

○給食費の公会計化は既の実施していますが、引き続き、学校徴収金の徴収・管理に係る教職員の負担軽減を図っていきます。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

○地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会を全校に設置しています（コミュニティ・スクール）。地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○各校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。

○いじめなどの重要案件の法律相談について、市の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

○引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

○広報資料の作成に当たってのポイントをまとめた資料やテンプレート等の活用を通じて負担軽減を図るほか、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。

(ウ) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

○ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

○外部委託を含めた教員以外の人材の活用を進めます。

(オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

○児童生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材の支援を得られるよう努めます。

(カ) 校内清掃

○教員は児童生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

(キ) 部活動

- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休業日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。
- 中学校の部活動については、地域展開に向けて地域指導者の派遣を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

○給食の準備・片づけについて、外部人材の活用を検討します。

(イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を進めます。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充について、引き続き国及び県に要望します。

(ウ) 学習評価や成績処理

- 指導と評価の計画の活用や、教材及び定期試験問題の共通化を進めるほか、効率的に学習評価や成績処理をするため、採点システムの活用などを検討します。
- 校務支援システムの導入により、児童・生徒情報の入力効率化を図ります。また、情報の入力に当たっては、教員以外の人材によるデータ入力について検討します。

(エ) 学校行事の準備・運営

- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改善に生かします。

(オ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 「おだわら子ども若者教育支援センター（はーもにい）」を中心に、教育と福祉が連携し、児童生徒の状況やライフステージ等に応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。

(2) 個別業務の役割分担及び適正化について

- 市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年1クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。また、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れます。
- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。

(3) 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について、在校等時間管理システムにより、客観的な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得を促進します。
- 長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。

(4) 教職員の意識改革について

- 各校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。

(5) 学校を支える人員体制について

- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配置する少人数指導スタッフの充実を図ります。
- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、各校に外国語指導助手（ALT）を配置します。また、県費英語専科の配置のない小学校については、市で英語専科非常勤講師を配置し、学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- 豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、各校に学校司書を配置します。
- 各校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童生徒に対して適切な支援を行うため、教員の補助者として、小中学校に個別支援員を配置します。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 「チームとしての学校」に向け、外部人材を有効に活用します。

(6) 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善並びに定数規定外のティーム・ティーチングや少人数指導、小学校英語専科、小学校高学年専科等の配置について、引き続き国及び県に要望します。

(7) 労働安全衛生管理について

- 各校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各校の各教職員に通知するとともに、各校の好事例を展開していきます。

- 教職員の健康管理等を行う産業医を選任します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。
- 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施します。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

(8) その他（施設・環境等）について

- 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台の校務用パソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。
- 全校で導入している既存のサーバや校務用パソコン、学習用端末を適切に運用し、ICTの積極的な活用を推進します。また、老朽化した機器の計画的な入替を実施し、時代や現場のニーズに合ったネットワークを構築します。
- 保護者への連絡について、連絡配信システム（さくら連絡網）を積極的に活用し、業務改善・作業負荷の軽減を図ります。
- 「カリキュラム・マネジメント」推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

V 関連する取組、今後の実施状況の把握について

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小田原市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 長時間勤務の是正にかかる目標の達成状況については、本市で導入している在校等時間管理システムで把握し、ウェルビーイングの向上にかかる目標の達成状況については、県が実施する意識調査の結果から把握します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、適切な人員配置や施設管理を行うなど、教育委員会からの支援を強化します。

令和7年3月、県教育委員会と小田原市教育委員会は、共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和7年3月28日

神奈川県教育委員会
小田原市教育委員会